

消費税法改正に伴う電子媒体保管登録料に関するお知らせ

令和元年10月1日以降に、当センターで電子納品の保管登録を行う案件につきましては、増税前（消費税8%）に受注された案件で有っても、消費税10%が適用されます。

既に受注者費用により令和元年10月以降に当センターで登録した案件につきましても、消費税増税の差額分を徴収させていただきます。

差額分徴収のご案内につきましては、順次当センターよりご案内させていただきます。

- ・保管登録料基本料金（CD2枚分まで）

【これまで】18,360円 ⇒ 【令和元年10月1日以降】18,700円 **差額340円**

- ・内容容量が基本料金を超過分（CD1枚分当たり）

【これまで】5,400円 ⇒ 【令和元年10月1日以降】5,500円 **差額100円**